

国家公務員法等の一部を改正する法律案骨子

1. 幹部職員等の一元管理等関係

(1) 適格性審査及び幹部候補者名簿の導入

- ・内閣総理大臣は、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有するか否かを判定するための審査（「適格性審査」）を行うものとする。

※ 幹部職員：長官、事務次官若しくは局長若しくは部長の官職、又はこれらに準ずる官職であつて政令で定めるもの（「幹部職」）を占める職員。

- ・内閣総理大臣は、適格性審査に合格した者について、政令で定めるところにより、氏名その他の政令で定める事項を記載した名簿（「幹部候補者名簿」）を作成する。

(2) 幹部職への任用

- ・幹部職への任命については、任命権者は、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、選考又は人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。
- ・この際には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。
- ・内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部職員について適切な人事管理を確保するため必要と認めるときは、任命権者に対し、幹部職員の任免について協議を求めることができるものとする。

(3) 幹部職員の公募

幹部職員の公募は、①内閣総理大臣が任命権者から公募を行う旨の通知を受けた場合、又は②内閣総理大臣が任命権者と協議を整えた場合に、内閣総理大臣が政令で定めるところにより行うものとする。

(4) 幹部候補育成課程

- ・各大臣その他の機関の長は、幹部候補育成課程を設け、内閣総理大臣が定める基準に従い運用するものとする。
- ・内閣総理大臣は、各大臣等に対し、基準に照らして必要な措置を求めるものとする。

(5) 幹部職員の降任の特例

幹部職員について、その任用を適切に行うため、他に適任の者がおり、転任させるべき適当な官職がない等の要件に該当する場合には、相対的に勤務実績が劣っている者について、「勤務実績不良」に当たらない場合にあっても、その意に反して幹部職員の範囲内で1段階下位の官職に降任することができるものとする。

(6) 採用昇任等基本方針への追加

採用昇任等基本方針に定めるべき事項に、①管理職への任用に関する基準その他の指針、②任命権者を異にする官職への任用に関する指針、③公募を行う幹部職及び管理職の数の目標設定等職員の公募の指針等を追加することとする。

（注 採用昇任等基本方針：内閣総理大臣が採用、昇降任等の適切かつ効果的な運用を確保するため、閣議決定を求める方針。）

(7) 特殊性を有する幹部職等の特例

会計検査院、人事院、検察庁、警察庁、いわゆる三条機関、実施庁の職員等について、職務の特殊性を踏まえた適用除外規定・特例規定等を整備する。

2. 内閣人事局関係

(1) 内閣人事局の設置

内閣官房に内閣人事局を置く。

(2) 内閣人事局の事務

①・国家公務員制度の企画及び立案に関する事務

・中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務

(注 採用試験、任用、級別定数、人事評価、能率、厚生、服務、退職管理等。②・③参照)

・特別職の国家公務員の給与制度に関する事務

・国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務

・行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務
等をつかさどることとする。

② 中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌事務につき、級別定数の設定及び改定（指定職については号俸格付）、任用、採用試験（採用試験の実施を除く。）、研修（人事院が担う研修の実施を除く。）に関する機能を人事院から移管する。

※ 中央人事行政機関たる人事院から移管する機能について、内閣人事局に移管した後は、内閣が政令を定めるにあたって、あらかじめ人事院の意見を聞くこととするほか、人事院による報告要求や是正指示等、必要な措置を講ずることとする。
また、内閣総理大臣は、人事院規則の制定改廃に関し、人事院に対し意見を申し出しがれることとする。(注：現行法上、人事院は、法令の制定改廃に関し、国会及び内閣に意見を申し出ることとされている。)

③ 中央人事行政機関たる内閣総理大臣の事務に、官民人材交流センターの運営に関する指針を定めること等を追加する。

(3) 内閣人事局長

①内閣人事局に、内閣人事局長を置く。

②内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、内閣人事局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもって充てる。

3. 国家戦略スタッフ等関係

(1) 国家戦略スタッフ

①内閣官房に国家戦略スタッフを置く。

②国家戦略スタッフは、総理の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策の企画及び立案について、総理を補佐する。

③国家戦略スタッフの定数は政令で定める。

④国家戦略スタッフの俸給月額を定める。

⑤国会議員は、国家戦略スタッフを兼ねることができることとする。

⑥内閣総理大臣補佐官は廃止する。

(2) 政務スタッフ

①各府省に政務スタッフを置く。

- ②政務スタッフは、大臣の命を受け、特定の政策の企画及び立案並びに政務に関し、大臣を補佐する。
- ③政務スタッフの定数は政令で定める。
- ④政務スタッフの俸給月額を定める。
- ⑤国会議員は、政務スタッフを兼ねることができることとする。